

# 新周故宋王魯説に就いて

鎌田正

(一)

新周故宋王魯説は、公羊學の革命思想として一重大問題であるが、此の學説が何故に唱道せられるに到つたかを、其の根源に溯つて、少しく検討して見よう。

新周故宋王魯説は、今日文献上では、西漢公羊學の大家、董仲舒の春秋繁露三代改制質文篇に見えるを以て最初とする。今新周故宋王魯説の意義を考察する前に、董仲舒の三王・五帝・九皇推遷の次を述べるのが便利である。仲舒に従へば、三王・五帝・九皇は一定固有の稱號に非ずして、王朝の交替革命と共に推遷すると言ふ。錢唐の説に従へば、三王とは新王者と前二代の王との併稱であり、五帝とは三王の前の五代の帝王であり、九皇とは五帝の前の一代の帝王を指す。(華子春秋繁露三代改制質文篇注)

(一) (殷)故湯受命而王、應天變夏作殷號、時正白統、親夏故虞。(盧文昭曰、舊本作故親夏虞、今以下文親周故宋之伊改轉) 紂唐謂之帝堯、以神農爲赤帝。(錢唐云、此當有推術義、以爲九皇句、文脫耳)

(二) (周)文王受命而王、應天變殷作周號、時正赤統、親殷故夏、紂虞謂之帝舜、以軒轅爲黃帝、推神農以爲九皇。(蘇輿本、文王至親殷故夏三十一字、據盧文昭・張惠言之說補)

是故周人之王、尙推神農爲九皇、而改號軒轅、謂之黃帝、存帝顓頊・帝嚳・帝堯之帝號、紂虞而號舜曰帝舜、錄五帝以小國、下存禹之後于杞、存湯之後于宋、以方百里、爵號公、皆使服其服、行其禮樂、稱先王客而朝。

とあり、更に春秋を以て新王と爲し、魯を王として  
 (三) 故春秋應天作新王之事、時正黑統、王魯尙黑、緇夏親周故宋。  
 春秋作新王之事、變周之制、當正黑統而殷周爲王者之後、緇夏改號禹、謂之帝禹、錄其後以小國、故曰、緇夏存周、  
 以春秋當新王。  
 と述べてゐる。今試みに以上を(一)(二)の周制に倣つて表示すれば次の如くである。

九皇	五	帝	三	王	新王朝
庖羲	(赤帝)(軒轅)	神農・黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯	虞・夏・殷	殷	
神農	黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜		夏・殷・周	周	
黃帝	帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜・帝禹		殷・周・春秋(魯)	春秋(魯)	

以上に依りて、三王・五帝・九皇が一定固有の稱號に非ず、王朝の交替と共に一つ宛推遷すると云ふことは明瞭であるが、同時に又、新周故宋王魯説が、この三王・五帝・九皇推遷の次と相關聯するを知るのである。即ち殷に於て、親夏故虞と言ひ、周に於て親殷故夏と言へば、春秋新王(魯)に於て親周故宋と稱するは當然の勢であると共に、(故宋の宋にして、故宋とは故殷と稱するも可なり。)此の親夏故虞・親殷故夏・親周故宋とは、仲舒が本篇に於て屢々言ふ如く、王者が新王朝を建設すれば、二王の後を存すと言ふこと同一内容たるを以て、この點より新周故宋王魯説の意義を考察すべきである。即ち春秋は、魯を新王とし、周・宋を二王の後と爲すも、何故に周に新周と言ひ、宋に故宋と稱するのか。之に就いては、新周の新的字に「親」「新」二字の存することに依りて二説存すれども、要は同一内容である。親周と作るものは、前の春秋繁露の文や、史記孔子世家の

乃因史記作春秋、上至隱公、下訖哀公十四年十二公、據魯親周故殷、運之三代。

の如きは其の例である。史記のこの文を公羊の新周故宋王魯説を以て眺めることには、幾分問題が存するも、(史記正義曰、殷中也、又中運夏也、)司馬遷は自らも「余聞董生」(太史公自序)と言ひ、史記の中に仲舒の公羊學の多い所から見て、公羊家は一般にこの文も亦新周故宋王魯説を物語るものと言ふ。之に對し新周と作るものは何休の公羊解詁である。莊公二十七年杞伯

來朝の注に

杞夏後、不稱公者、春秋黜杞新周而故宋、以春秋當新王。

とあり、又宣公十六年夏成周宣謝災の注にも

孔子以春秋當新王、上黜杞、下新周而故宋

とあり、或は何休の文謚例にも

新周故宋、以春秋當新王、此一科三旨也。(徐彥公羊疏引)

と出てゐる。茲に於てか、親・新二字の是非に就いて、清朝學者の考證があり、盧文弨の如きは

親周、何休注公羊作新周、然以春秋當新王、不當云新周、且上文云親夏故虞、下文又云、親亦統、親黑統、可證親字

之是。(董子春秋繁露三、代改制實文節注)

と云ひ、「親」字の正しきを主張し、惠棟も亦宣公十六年夏成周宣謝災の公羊傳に、新周とあるを

當作親周、古親新通、新讀爲親。(阮元公羊注疏、校勘記卷十六)

と言ひ、親周を主張する。之に對し阮元は

按董子史記親周、皆新周之誤、錢大昕言之當矣、惠棟未諒此。(同上)

と言ひ、「新」字の是なるを主張してゐる。此の阮元の説に従ふもの多く、陳立も之を肯定し、(公羊義疏)崔適の如きは之に

贊同して次の如く述べてゐる。

阮公校勘記曰、董子史記親周、皆新周之誤、案孔子以春秋當新王者、新受命爲王也、新周者、新爲王者之後也。周爲王者之後新、則宋爲王者之後故矣、殷卽宋也、故此文曰、新周故殷、小司馬讀親如字、望文生訓耳。(史記探源卷六) (孔子世家之條)

即ち暗に盧文弼の説を駁し、史記孔子世家の親周を新周と改め、且索隱に「時周雖微、而親周王者、以見天下之有宗主也」とある誤を指摘してゐる。史記の親周故殷を公羊の新周故宋とせば、索隱の解は誤つてゐる。崔適の所説に従へば

二玉の後に新・故の別を設け、周を二王の後の新なるものとし、宋を其の故きものと爲すのである。何休も「黜而新之」

(宣公十  
六年注)と言ふを以て、崔適の解釋は之を敷衍し一層明快にせるものと言ひ得る。然らば、盧文弼等が主張する親周故

宋の意義如何。之に對する解明がないが、蓋し親疏の別を以て周末を眺めし如く見える。即ち等しく二王の後と雖も、

春秋新王より見れば、宋・周には時代的に遠近の差がある。即ち周は春秋の前の王朝であるが、宋(殷)は周の前の王

朝たるを以て、近き周と遠き宋(殷)との間に親疏の別を立てたものの如くである。若し然りとせば、内容に於て兩説が

一致すれども、只「王者存二玉之後」の思想より見て、崔適等の説は其の第一義であり、盧文弼等の説は第二義と見る

べきである。且新は故に對應するを以て、之を新舊に解する説は極めて自然であり、親疏に解する説は不自然である。

大學の親民が新民であると爲す説の如く、古は、親・新相通じたものとせば、親周を新周と見る公羊家一般の説を以て

妥當とすべきであらう。

要之、新周故宋王魯説とは、孔子が春秋を制作するに當つて、春秋(魯)を新王とした爲め、三王・五帝・九皇推遷の

原則に従ひ、周を二王の後に黜けて其の新なるものとし、宋を其の故きものとなせると言ふ意味である。茲に於てか、

新周故宋王魯説は、孔子の革命思想を寓せるものとして見られ、事實、清末公羊家の如きは、之を以て民國革命を惹起

した一大動力と爲さしめたのであるが、元來この學説は斯かる革命思想を強調せんとして唱道せられたものであるか、

否か。茲に於てか、春秋繁露を更に検討して、新周故宋王魯説の内容を具體的に求めねばならない。

新周故宋王魯説を、前述の三王・五帝・九皇推遷の次より考察するに、新周故宋王魯とは、要するに三王を指したものに外ならない。即ち魯の新王と、周・宋の二王とを併せて三王と稱すれども、然らば斯く二王の後を存し、己と併せて三王と稱する所以如何。之に就いて、董仲舒は次の如く述べてゐる。

春秋當新王者奈何、曰、王者之法、必正號、細王謂之帝、封其後以小國、使奉祀之、下存二王之後以大國、使服其服行其禮樂、稱客而朝、故同時稱帝者五、稱王者三、所以昭五端、通三統也。(三代改制實文篇)

即ち五帝を存するのが五端を昭にし、三王を存するのが三統を通ずる所以であると言ふ。五帝に對する五端とは、恐らく五行であり五徳であると思ふ。同篇に「緇三之前、曰五帝、帝迭首一色、順數五而相復」とあり、蘇輿の義證には、「此五行更王之義、如黃帝土徳、以黃爲首色是也」と説明してゐることに依つて明かである。之に對し、三王に對する三統とは如何。通三統の三統に對する解釋は大體二説ある。即ち前漢書劉向傳の「王者必通三統」の條に於て、

應劭曰、二王之後與己爲三統也。  
とあるのがその一説であり、

張晏曰、一曰天統、謂周十一月建子爲正、天始施之端也、二曰地統、謂殷以十二月建丑爲正、地始化之端也、三曰人統、謂夏以十三月建寅爲正、人始成之端也。

とあるのが、其の二説である。前者は三統を以て三王統と解せるものの如くであり、後者は天地人の三統、即ち三正と解せるものである。劉向傳に言ふ通三統の三統は、其の何れであるかに就いては問題があるが、董仲舒の言ふ通三統の三統とは、實に後者の意味であると思ふ。其れは、春秋繁露三代改制質文篇は、其の篇名の示す如く、改制思想を具體的に説明せるもので、其の改制説とは、正朝服色の改制を説く三統改制説と、禮制の改制を説く文質改制説とを中心として展開して居り、通三統の三統とは、實に三統改制説の三統と同一視し得るからである。この關係に就いては、以下論述しようとする董仲舒の三統改制説に於て、自ら解明せられると思ふが、要するに、三王に對する三統とは、三王統の

意に非ずして三正の三統たるを知るべきである。斯く解することに依り、五帝に對する五端と、三王に對する三統とは實に興味ある對應を爲すものである。即ち五端を五行・五徳と解すれば、五行を五帝に、三統を三王に配したものであり、仲舒は三統を主とし五行を従としたものの如くである。思ふに後述の如く、當時は五徳相勝に依る改制が叫ばれてゐたが、仲舒は之に對抗して三統説を主張することより、三統を主とし五行を従としたものでないかと思はれる。然らば董仲舒の三統改制説とは如何。

董仲舒は、王者が天命を受け新王朝を建設すれば、天下の耳目を一新し、一統天下の實をあげる手段として、先づ正朔服色の改制を行ふべきを主張し

春秋曰、王正月、傳曰、王者孰謂、謂文王也、曷爲先言王而後言正月、王正月也、何以謂之王正月、曰、王者必受命而後王、王者必改正朔、易服色、制禮樂、一統天下、所以明易姓非繼人、通以己受之於天也、王者受命而王、制此月以應變、故作科以奉天地、故謂之王正月也。(三代改制  
實文篇)

と言ひ、春秋の「王正月」より、斯かる改制思想を導き出してゐる。繁露楚莊王篇にも、之に關する思想があり、次の如く述べてある。

今所謂新王必改制者、非改其道、非變其理、受命於天、易姓更王、非繼前王而王也、若一因前制修故而無有所改、是與繼前王而王者、無以別、受命之君、天之所大顯也、事父者承意、事君者儀志、事天亦然、今天大顯己、物襲所代而率與同、則不顯不明、非天志、故必徙居處、更稱號、改正朔、易服色者、無他焉、不敢不順天志而自顯也、若夫大綱人倫道理政治教化習俗文義、盡如故、亦何改哉、故王者有改制之名、無易道之實。

即ち正朔服色の改制は、王者の易姓交替を明示するものにして、漢書董仲舒傳の對策の中にも、「故孔子曰、亡爲而治者、其舜庠。改正朔易服色、以順天命而已、其餘盡循堯道、何更爲哉。故王者有改制之名、亡變道之實」と見えてゐる。更に董仲舒は、正朔服色の改制と禮樂の改制とを區別して、

是故大改制於初、所以明天命也、更作樂於終、所以見天功也。(楚莊王篇)  
 と言ひ、正朔服色の改制は新王朝建設の當初に行ひ、禮樂の改制は天下平定の功成り、庶民王朝を謳歌する後に行ふべきものとする。同篇に又

由此觀之、正朔服色之改、受命應天、制禮作樂之異、人心之動也、二者離而復合、所爲一也。

とあるは、兩者が二にして一なるを物語るものであるが、以上に依り、董仲舒の言ふ改制思想は、正朔服色と禮樂との改制に二分される。之を三代改制質文篇に於て見るに、前者は三統改制説に屬し、後者は文質改制説に屬する。今、文質改制説は、本問題と直接關係なきを以て省略し、三統改制説を論述することにする。

董仲舒に従へば、王者の正朔服色の改制は、三統循環の理法に従ひ、各其の一統に依つて行ふべきものとする。三統とは、黑統・白統・赤統のことにして、又天統(赤統)地統(白統)人統(黑統)とも稱せられ、三正と同一内容である。

(前述の張晏の三統の注参照)三正とは、夏は建寅十三月を以て正月とし、殷は建丑十二月を以て正月とし、周は建子十一月を以て正月と爲すを言ふ。白虎通三正篇に

正朔有三何、本天有三統、謂三微之月也、明王者當奉順而成之、故受命各統一正也、敬始重本也、(中略)三微者何謂也、陽氣始施黃泉、萬物動微而未著也、十一月之時、陽氣始養、根株黃泉之下、萬物皆赤、赤者盛陽之氣也、故周爲天正、色尚赤也、十二月之時、萬物始牙而白、白者陰氣、故殷爲地正、色尚白、十三月之時、萬物始達、孚甲而出皆黑、人得加功、故夏爲人正、色尚黑。

とあるのが、其の詳細なる説明である。今以上を簡単に表示すれば如の如くである。

(夏) …… 十三月(正月) …… 人正 …… 人統 …… 黑統 …… 尚黑

(殷) …… 十二月 …… 地正 …… 地統 …… 白統 …… 尚白

(周) …… 十一月 …… 天正 …… 天統 …… 赤統 …… 尚赤

元來三正説の由來に就いては問題があり、或は夏・殷・周三代以前より、王朝の交替と共に交互に循環して行はれたものとも言はれ、或は之を以て史的事實に非ず、春秋戰國時代に曆法改正上案出せられたるものとも言はれる。今この點に關する考察は、本問題の研究上、不必要なるを以て省略に従ふも、この三正説は、秦漢時代に於ては一般に信ぜられたものの如く、董仲舒の頃は當時の學説として通行したものである。董仲舒は之を三統説として、次の如く詳細なる改制説を述べてゐる。

(一) (黒統) 三正以黒統初、正日月朔於營室、斗建寅、天統氣始通化物、物見萌達、其色黒、故朝正服黒、首服藻黒、正路輿質黒、馬黒、大節綬幘尙黒、旗黒、大寶玉黒、郊牲黒、犧牲角卵、冠于阼、昏禮逆于庭、喪禮殯於東階之上、祭牲黒牡、薦尙肝、樂器黒質、法不刑有懷任新産、是月不殺、聽朝廢刑發德、具存二王之後也、親赤統、故日分平明平明朝正。

(二) (白統) 正白統奈何、曰正白統者、歷正日月朔于虛、斗建丑、天統氣始蛻化物、物始芽、其色白、故朝正服白、首服藻白、正路輿質白、馬白、大節綬幘尙白、旗白、大寶玉白、郊牲白、犧牲角鬮、冠于堂、昏禮逆于堂、喪事殯于楹柱之間、祭牲白牡、薦尙肺、樂器白質、法不刑有身懷任、是月不殺、聽朝廢刑發德、具存二王之後也、親黒統、故日分鳴晨、鳴晨朝正。

(三) (赤統) 正赤統奈何、曰正赤統者、歷正日月朔于牽牛、斗建子、天統氣始施化物、物始動、其色赤、故朝正服赤、首服藻赤、正路輿質赤、馬赤、大節綬幘尙赤、旗赤、大寶玉赤、郊牲騂、犧牲角栗、冠于房、昏禮逆于戶、喪禮殯于西階之上、祭牲騂牡、薦尙心、樂器赤質、法不刑有身重懷、藏以養微、是月不殺、聽朝廢刑發德、具存二王之後也、親白統、故日分夜半、夜半朝正。

以上の三統は、「三正以黒統初」と言ふ如く、黒統より初まり、且同篇に「逆數三而復」と言ひ、或は「有三而復者」と言ふ如く、王朝の交替と共に交互に循環する。前述の三王・五帝九皇推遷の次に於て引用せし如く、殷の湯王は白統

に依り、周の文王は赤統に依ると言へば、今便宜的に夏を補へば、其は當然黒統である。故に以上の三統改制説の主なものを、夏・殷・周の三代に配して表示すれば次の如くである。

	三統	正 月	朝正(朔)	朝正服・首服藻・車馬・大節・綬・幘・旗・大寶玉・郊牲・祭牲
夏	黒統	建寅十三月	平 明	黒
殷	白統	建丑十二月	鳴 晨	白
周	赤統	建子十一月	夜 半	赤

以上は實に董仲舒の三統改制説であるが、これに依り三統改制説は、正朔服色の改制を中心として展開してゐることは明かであらう。而して仲舒は更にこの三統循環を春秋新王に及ぼし、故春秋應天作新王之事、時正黒統、王魯尙黒、緇夏親周故宋」と述べ、春秋の黒統改制を唱道するのである。然らば仲舒は何故にかくも三統改制説を主張し、又春秋(魯)の黒統改制を唱道するのか。其の前に再び三王と三統説との關係を吟味すべきである。

既述の如く、三王を存するは三統を通ずる所以であり、其の三統とは、三統改制説の三統と同一であると論じたが、上述の三統改制説が三代改制質文篇に述べられてゐることに依り、この關係は明になつたと思ふ。然らば更に進んで、三王を存する事が、何故に三統を通ずる所以になるか。三王とは屢々述べた如く、新王者と前二王の後とである。王者が新王朝を建設すれば、前二王の後を大國に封じ、公と稱して、各其の正朔を奉じ、其の服色を服するを許すのである。から、茲に己の正朔服色と共に、三正朔・三服色が通行する。即ち三統が通行するのである。つまり二王の後を存することに依り、己と併せて三統を通ずるを得るのである。然らば仲舒の言ふ三王・五帝・九皇推遷の次に於ける三王とは三統説に依る考と言ふべく、新周故宋王魯説も、要は三王と同一内容たるを以て、其れ自體既に三統説に依つて構成せ

られてゐるものと言ふことが出来る。要するに、三統に對する三王であり、新周故宋王魯説であり、斯く思考すること  
に依り、新周故宋王魯説は三統説を内容として展開せる思想であると言ひ得る。然らば更に一步を進めて、董仲舒が何  
故に斯かる三統改制説を主張し、春秋(魯)の黑統改制を唱道したるか。茲に於てか、當時に於ける正朔服色改制の問題  
を考察して見る必要がある。

## (III)

王者が天命を受け新王朝を建設すれば、易姓相襲らざるを明にし、天下の耳目を一新し、以て一統天下の實をあぐる  
爲めに、先づ以て正朔服色の改制を行ふことは上述の如きも、此の改制の方法に二つある。其の一は、前述の三統説で  
あり、他は五徳説である。五徳説にも相勝・相生の兩説あるが、西漢武帝の太初以前に於ては、五徳相勝説が叫ばれた  
如くである。

秦の始皇帝が天下を一統し、騶衍の五徳相勝説に従ひ、自ら水徳の運に當るものとし、其の廿六年、建亥十月を以て  
年始とし、服色を黒とせしことは、史記始皇本紀に

始皇推終始五徳之傳、以爲周得火徳秦代周、徳從所不勝、方今水徳之始、改年始、朝賀皆自十月朔、衣服旌節旗皆  
上黒、數以六爲紀、符法冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬、更名河曰徳水、以爲水徳之始。

とあるに依つて明かである、秦が建亥十月を以て年始とせしは、果して十月を正月に改月せしや否や、問題の存する所  
であるが、十月を年始としたことは、これ明に三正説を更に擴張せるものであり、(五徳説に依り、三を五に擴張せんとし)  
たものとも言はる。其の服色に黒を用ゐたのは、水徳に依るものである。

秦が滅亡して、漢の高祖が天下を一統するや、

遂以十月至灞上、與諸侯平咸陽、立爲漢王、因以十月爲年首、而色上赤。(史記封禪書)

と言ふ如く、十月を年首とし、服色には赤を用ゐた。然し服色に就いては、丞相張敖の説に従へば、漢の服色は外は黒

く内は亦く、水徳と相應するものと言ふから、(史記封禪書)黒を主とした如くである。故に高祖は事實上、秦の正朔服色を繼承したものと思はれる。史記歴書に「漢興、高祖曰、北時待我而起、亦自以爲獲水徳之瑞、雖明習歴及張蒼等、咸以爲然」とあり、又封禪書に張蒼が「以爲漢水徳之始、故河決金堤、其符也」(素隱曰、謂河決乃水徳之應也。)とあるを以て、蓋し漢初に於ては、漢を以て水徳の運に當るものと考へたものの如くである。其れは秦が暴政を行ひ僅かにして滅亡せしを以て秦を閔位とし、漢に於て水徳の運が眞に確立するものと考へたものであらう。

斯く高祖は水徳の運に當るとし、秦の正朔服色を繼承したが、之では天下の耳目を一新し、新王朝の建設を天下に弊明することにならない。茲に於てか、漢は秦の舊制を廢し、新に正朔服色の改制を斷行すべきを主張するものが輩出して來た。文帝の初年、二十餘の若才を以て博士と爲りし賈誼は、正朔服色改制の第一聲をあげた。史記賈生列傳に

賈生以爲、漢興至孝文二十餘年、天下和洽、而尚當改正朔、易服色、法制度、定官名、興禮樂、乃悉草具其事儀法、色尚黃、數用五、爲官名、悉更秦之法。

とあるのが之である。彼が服色に黄を用ゐんとしたのは、これ五徳相勝説に従ひしものにして、漢は秦の水徳に打ち勝つたものと考へ、漢を以て土徳の運に當るものとしたからである。即ち五徳相勝の順序は

土(黃) 木(青) 金(白) 火(赤) 水(黒)  
黃帝 夏 殷 周 秦

の如くであるから、秦を閔位とせざれば、漢は當然土徳の運に當る。これ賈誼が土徳に依る改制を行はんとした理由であるが、然るに賈誼は絳・灌・東陽侯・馮敬等の爲めに彈劾せられ、其の改制案は用ゐられず、長沙王の太傅に黜けられた。

次に同じく文帝の十四年に到り、魯人公孫臣は又上書して、漢を以て土徳と爲し、新に正朔服色の改制を斷行すべきを主張し、且漢は土徳なるを以て其の應として黃龍見はると豫言した。然るに當時律歴に明かであつた丞相張蒼の反對

する所と爲りしも、翌十五年に到り、公孫臣の豫言は適中し、黃龍が成紀に見れたるを以て、文帝は公孫臣を以て博士と爲し、土徳に依る改制の儀を草せしめ、愈々之が改制を斷行せんとした。史記孝文本紀に

是時北平侯張蒼爲丞相、方明律歷、魯人公孫臣上書、陳終始傳五德事、言方今土德時、土德應、黃龍見、當改正朔服色制度、天子下其事、與丞相議、丞相推以爲今水德始明、正月上黑事、以爲其言非是、請罷之、十五年、黃龍見成紀、天子乃復召魯公孫臣、以爲博士、申明土德事。

とあるのが之である。然るに又、望氣の術を以て歷服の事を言ふ趙人新垣平が出で、公孫臣の改制は行はれず、又新垣平も後に亂を成し、従つてさしも紛叫せし正朔服色の改制は、文帝の世に於て斷行せられなかつた。

其の後、景帝を経て武帝が即位した。漢興りてより既に六十餘年、天下又安にして、縉紳の屬は皆天子封禪し正朔服色を改制するを望むに到つた。斯くて武帝は之等の儀法を草せしめも、未だ就らず。(史記孝武本紀參照)其の後三十數年を経過して元封七年に到り、太中大夫公孫卿・董遂・太史令司馬遷等は、正朔服色の改制を上言し、御史大夫兒寬は詔に依り

博士と論議した。前漢書律歷志に次の如く見える。

寬與博士賜等議、皆曰、帝王必改正朔、易服色、所以明受命於天也、創業變改、制不相復、推傳序文、則今夏時也、(中略)臣愚以爲、三統之制、後聖復前聖者、二代在前也、今二代之統絕而不序矣、云云。

茲に今は夏の時なりと言ひ、又兒寬が三統之制云々と稱するのは、これ三統説に依る改制にして、司馬遷も史記歷書に夏正以正月、殷正以十二月、周正以十一月、蓋三王之正、若循環、窮則反本。

と言へば、彼も亦三統説に依る改制を主張せし如くに思はれる。斯くてこの年漸く正朔服色の改制は斷行せられ、夏正を用ひ、建寅正月(十三月)を以て歳首と爲し、服色は黄を用ひた。史記孝武本紀に

夏、漢改曆、以正月爲歳首、而色上黄、官名更印章以五字、因爲太初元年。

とあるのが其の明文である。此の太初元年の改制は、兒寬奏請の文に見える如くに、三統説に従つたものであるが、正

朔は三統説の黒統に従ひ、服色は五徳相勝説の土徳に従つたものの如くである。

以上は實に漢初より武帝の太初元年に到る正朔服色改制問題の経緯であるが、之に依つて、當時漢の正朔服色改制問題が極めて紛叫せしを想像し得るのである。即ち、等しく五徳相勝の理法に依りながら、秦を閔位とするか否かに依つて、水徳か土徳かの紛争があり、又之に對して三統説の理法に依る改制説も主張されたのである。翻つて董仲舒の生卒年代を見るに、史記・漢書共に明記する所なきも、蘇興の董子年表に従へば、文帝の初年より武帝の太初元年以前とある。(春秋繁露 義證卷首) 然らば仲舒の生存せる時代は、未だ漢の正朔服色の一定せず、議論紛叫せる時代と見ることが出来る。

而して仲舒は景帝の時既に博士と爲りしを以て、斯かる時世に於て三統説に依る正朔服色の改制を主張せしことは、極めて意義深く、同時に又經世思想に富む春秋家としての面目を伺ふことが出来るのである。即ち漢は三統説に従ひ、正朔服色の改制を行ふべきを主張したものであるが、然らば漢は三統の何れに従つて改制すべきであるか。茲に於て仲舒が春秋を以て新王に當て魯を王とし、黒統改制を唱道せる意義が存すると思ふ。思ふに、仲舒が春秋黒統を唱道せるは孔子の春秋制作を以て漢の爲めとし、春秋の黒統は漢の黒統で、漢が黒統に依つて正朔服色の改制を行ふべきことを主張したものであるまいか。

前述の如く、太初元年の正朔服色改制の場合、兒寬と議せる諸博士が「今夏時也」と言ひ、又三統説に従へる太初の正朔が、夏正黒統に依つてゐる所から見ても、當時唱へられた三統説は、漢を以て夏の黒統と考へたものである。太初の制定は三統説に従つたものの、それ以前、正朔服色改制問題の紛叫せし時にあつては、この三統説と五徳相勝説とが互に相對立せしことは想像に難くない。然る時、董仲舒が孔子の春秋に立脚し、春秋の黒統改制説を唱へ、以て漢の三統説に依る黒統改制を主張したものと思はれる。

今、董仲舒の春秋繁露を見るに、春秋を以て漢の爲めに制作すと言ふ思想は見えないが、春秋を以て新王に當つと言ひ、或は魯を王とすと言ふのが見える。春秋を以て新王に當つとは、春秋素王説と同一内容であり、王魯説も素王説よ

り展開せし如くである。素王説とは、要する所、孔子が春秋を制作して、後世受命の君の爲めに明王の法を制したと言ふものであるから、仲舒が言ふ春秋新王も、やがて来るべき王者を期待すると言ふ意味を含むものである。然らば漢室が天下を一統した當年に在りて、春秋の制作を以て漢室の爲めとし、漢の爲めに明王の化を制せるものであると言ふ思想の展開は、容易に思考せられる。故に仲舒が春秋(魯)黒統を唱道せるは、漢の黒統改制を、孔子の春秋に依りて神聖化し根據づげんとしたものと考察することが出来る。春秋は漢の爲めに制作すと言ふ思想は、王充の論衡に、「春秋漢之經、孔子制作、垂漢於漢」(程材)と言ひ、又「是故春秋爲漢制法」(須頌)と言ひ、或は「文王之文傳在孔子、孔子爲漢制文、傳在漢也」(佚文)と見え、又何休の公羊解詁の中には、「待聖漢之王爲法」(哀公十(四年注))と言ふ外、讜緯の説に依つて之を説くものが甚だ多いが、かかる思想も既に董仲舒の頃にも唱道せられたものと思はれる。

又仲舒の言ふ王魯説も、清儒廖平の言ふ如く、具體的に王法王道を説かんとして、仲舒が素王説より展開したものとせば、(何氏羊解詁三十論主)王魯説に依りて具體的に三統説を説かんとしたものと見ることが出来る。其れは、元來春秋は孔子の制作せるものとしても、書名にして王朝の名でない。依つて春秋の主體たる魯公を以て假に王者とし、(春秋は魯ものと)三統改制説を論ずれば、勢、周・宋を二王の後と爲し、茲に新周故宋魯王説が展開し、春秋新王即ち魯の黒統改制が展開するものである。春秋繁露を見るに、明に王魯と稱するは、上述の「故春秋應天作新王之事、王魯尚黒、緇夏親周故宋」の一條に止るも、尙其の外に一二、王魯説と見るべきものが存するを以て、獨り三統改制説を具體的に説かんとして、王魯説を唱道せるものと斷じ去るを得ないが、新周故宋王魯説は、三統説を中心として展開してゐる所から見て、この學説が、當時の改制問題に對して、三統改制説を主張せんとして唱道せられたことを知り得るのである。由來西漢の學は通經致用の學と言はれ、殊に公羊家董仲舒は最も經世思想に富み、學問の實際化を叫びしことは、前漢書董仲舒傳に載する對策の文や、春秋繁露に於て多く見得るのである。故に董仲舒が改制説の紛叫せし當年に在りて、春秋に立脚して漢の三統説に依る改制を主張せしことは、決して不定することが出来ないのである。

(四)

以上に依り、略新周故宋王魯説の根源を検討せるも、尙殘された問題は、公羊傳との關係である。公羊傳を見るに、新周の語は見えるが、故宋の語は見えず、又王魯説も存在しない。新周の語は、宣公十六年夏成周宣謝災の傳に

成周者何、東周也、宣謝者何、宣宮之謝也、何言平成周宣謝災、樂器藏焉爾、成周宣謝災、何以書、記災也、外災不書、此何以書、新周也。

とあり、何休は

新周、故分別有災、不與宋同也。孔子以春秋當新王、上黜杞、下新周而故宋、因天災中興之樂器、示周不復興、故繫宣謝於成周、使若國文、黜而新之、從爲王者後記災也。

と注してゐる。思ふに何休は公羊傳の新周を以て、新周の根據と爲したものの如く、公羊學者も一般に之を肯定してゐる。何休が「從爲王者後記災也」と言へるは、襄公九年宋火の傳に、「外災不書、此何以書、爲王者之後記災也」とあるに從つたものである。この例より推して、前の新周も、周を新に王者の後とし、王者の後の爲めに外災を記する例に從つたとする何氏説も一應肯定すべきであるが、若し然らば、何故に襄公九年宋火の公羊傳に、新周に對應して、故宋と言はなかつたのか。況んや公羊傳全般を通じて、故宋の語の見えざる以上、前の新周を以て新周故宋の新周と爲すは根據が薄弱であり、附會の感を免れない。されば清儒孔巽軒の如きは、

周之東遷本在王城、及敬王避子朝之難、更遷成周、作傳者據時言之、故號成周爲新周、猶晉徙于新田、謂之新絳、鄭居郭郟之地、謂之新鄭、(中略)治公羊者、舊有新周故宋之説、新周雖出此傳、實非如注解、故宋傳絕無文。唯穀梁有之、然意尤不相涉。(公羊通義)

と駁論を加へ、陳澧の如きは、之を激稱して公羊の功臣と言つてゐる。(東塾讀書記卷十)

故宋の語は、公羊傳になく、只穀梁傳に二條見えるも、(桓公二年及襄公九年)孔巽軒の言ふ如く相渉らざるものである。

次に王魯説を見るに、何れの如きは之を以て經傳を解するもの甚だ多きも、元來公羊傳に王魯説はたく、寧ろ公羊傳本來の思想と矛盾することが多い。其の最も甚だしきものは、公羊傳の尊王大一統論とである。公羊傳には、正名論を提げ、當時衰微せる周室に對して天子としての實權を與へ、下剋上の諸侯を抑壓し、以て周室に對する尊王大一統の思想を鼓吹する所が甚だ多い。若し魯を以て新王と爲さば、魯を主體とする尊王大一統論であるべきである。然るに公羊傳の尊王大一統論は、明白に周室を主體とするものである。例へば隱公元年春王正月の傳たる「王者執謂、謂文王也、何言乎王正月、大一統也」と言ふ文も、虚心に之を讀めば、文王の定めたる周正を以て周の天下を一統せんとするものである。其の他「王者無外」「王者無敵」「從王正也」「不與伐天子」「不與致天子」等とあるは、皆尊王大一統の思想で且周室を主體とするものである。これ明かに公羊傳と王魯説との最も大なる矛盾と言へよう。皮錫瑞は、春秋に現世主義あり、未來主義あり、尊王論は王靈不振の周室に對する現世主義であり、王魯説は後王の爲めに王法を立つる未來主義であると、矛盾にして矛盾に非ざるを釋明する所あるも、(春秋通論參照)恐らく公羊傳と公羊説とを混合し、王魯説を固守せんとする態度である。

斯くて公羊傳に新周故宋王魯説の根據がなく、從つて新周故宋王魯説は、公羊傳本來の思想に非るも、新周故宋と言ふ語は、他書に全く見えざるを以て、新周の語は公羊傳に出で、故宋の語は穀梁傳に出づるものであらう。春秋繁露を見るに、公羊傳に全く穀梁傳と符合する説が尠くない點から見て、董仲舒が穀梁傳にも通じて居り、穀梁の故宋と公羊の新周とを取り來つて、遂に斯かる學説を立てたものであるまいか。公羊の新周や穀梁の故宋の説は、もと斯かる意味でないとしても、斯く附會され易い傾向があり、且董仲舒の公羊學が一般に附會の傾向多き點より見て、以上の想定も強ち否定することは出来ない。

(五)

以上の考察に依り、公羊の新周故宋王魯説は、時の重要問題たりし正朔服色改制の思潮に刺戟され、公羊家董仲舒等

が三統説に依る改制を主張せんとすることより起れる、一の附會假託の思想であり、春秋制作の精神に非るは勿論のこと、公羊傳本來の思想でもない。而して其は専ら革命思想を唱道するものでなく、正朔服色の改制を目的とするものである。只其の改制が、王者の易姓革命を天下に聲明せんとする手段である限り、革命是認を前提とするものであり、茲にこの學説が革命思想として見られる難點が存する。この學説が三科九旨の一科三旨として何氏學の二中心となり、更に清末公羊家が之を以て孔子の革命思想とし、遂に清末革命を惹起する一大動因たらしむるに到つたが、元來この學説は、上述の如く改制思想に源を發することを知るべきである。

要するに結論とする所は、新周故宋王魯説は、公羊傳本來の思想でなく、西漢武帝の太初以前に於て、極めて紛叫せる正朔服色改制問題に對して、公羊家董仲舒等が三統改制説を主張することより附會假託した思想であると思ふ。極めて獨斷臆説に失するも、暫く以上の如く結論して、筆を擱かうと思ふ。 (昭初十二、一、二五)